議　案　第　１７　号

摂津市情報公開条例の一部を改正する条例制定の件

摂津市情報公開条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和５年２月２０日提出

摂津市長　森　山　一　正

提案理由

個人情報の保護に関する法律との整合性の確保を図るため、本条例を制定するものである。

摂津市情報公開条例の一部を改正する条例

摂津市情報公開条例（平成５年摂津市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「、写真」を「及び写真」に、「及び」を「並びに」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

第６条第１項第１号を削り、同項第２号中「公開する」を「公にする」に改め、同号ア中「法令等」を「法令若しくは条例（以下「法令等」という。）」に改め、同号ウ中「氏名並びに」を削り、同号を同項第１号とし、同項第３号中「その他の公共団体（以下「国等」という。）」を削り、「公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる」を「次に掲げる」に改め、同号ただし書中「次に掲げる」を「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる」に改め、同号ア及びイを次のように改める。

ア　公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ　実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

第６条第１項中第３号を第２号とし、第４号を削り、同項第５号中「市の機関内部

若しくは機関相互又は」を削り、「と国等との間」を「並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間」に、「調査、審議、企画、協議等」を「審議、検討又は協議」に、「公開する」を「公にする」に改め、同号を同項第３号とし、同項第６号中「市」の次に「の機関」を加え、「国等」を「国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人」に、「取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、交渉、渉外、争訟等の事務」を「事務又は事業」に、「公開する」を「公にする」に、「当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行」を「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行」に改め、「著しい」を削り、同号に次のように加える。

ア　犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ　監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ　市が経営する企業又は独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

第６条第１項第６号を同項第４号とする。

第８条中「同項第２号から第６号まで」を「同項各号」に改める。

第１０条中「請求書」の次に「（以下「請求書」という。）」を加え、同条に次の１項を加える。

２　実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関

は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

第１１条第１項中「前条に規定する」及び「起算して」を削り、「１５日」の次に「（前条第２項の規定により請求書の補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、算入しない。）」を加え、同条第２項中「を限度として」を「以内に限り」に改め、同項後段中「速やかに」を「遅滞なく」に、「延長」を「延長後の期間及び延長」に改める。

第１２条中「第１０条に規定する」及び「起算して」を削り、「３０日」の次に「（第１０条第２項の規定により請求書の補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、算入しない。）」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

第１４条第２項第１号中「第６条第１項第２号イ」を「第６条第１項第１号イ」に、「同項第３号ア若しくはイ」を「第２号ただし書」に改める。

第１６条第１項中「この条例の規定に基づく行政文書の閲覧」を「公開請求」に改め、同条第２項中「この条例」を「前条第２項」に、「基づき行政文書の」を「よる」に改め、「交付」の次に「（同項に規定する実施機関が定める方法を含む。）により行政文書の公開」を、「送付」の次に「（これらに準ずるものとして実施機関が定めるものを含む。）」を加え、同条に次の１項を加える。

３　前２項の規定は、第５条第２項の規定による行政文書の公開について準用する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前にされた公開の請求に係る行政文書の公開については、改正後の摂津市情報公開条例第６条第１項、第１１条第１項及び第１２条の規定にかかわらず、なお従前の例による。